

| | | | | |
|------|--|----------|-------------|-------------|
| | | | 科目コード | 138 |
| 科目名 | 医療と法 (Medical Care and Law) | | 開講学科 | 看護学科・臨床検査学科 |
| 選択区分 | 必修 | 単位数 (時間) | 1 単位 (15時間) | 履修時期 |
| | | | | 4 年次後期 |
| 担当教員 | 竹内 康博*、野本 百合子、北尾 孝司 | | 科目区分 | 専門基礎科目 |
| 授業概要 | <p>前半5回は、医療と法の関わりを理解するために、医療行為の概念内容、治療行為とその正当化要件等、医事法の基礎理論を教授した上で、医療過誤に関わる判例を通して、民事・刑事・行政的責任とその法的根拠を学ぶ機会を提供する。後半3回は、学科別に、看護職者、臨床検査技師の職務範囲と限界について教授し、人々の健康と安全および自らの安全を守るために果たすべき職責について考える機会とする。</p> | | | |
| 授業目標 | <p>1 医療と法の関わりについて、その基盤となる基礎理論を理解する。 2 医療従事者（看護職者および臨床検査技師）としての職務を遂行するために、知っておかなければならない法的規制や社会的責務について理解する。</p> | | | |

授業内容

| 回 | 項目 | 内 容 | 担当者 |
|--------|-------------------------------|---|-------|
| 1 | 医療と法の関係 | 医療に関する法律、医療職に関する資格と法律、業務独占 | 竹内康博 |
| 2 | 医療機関・医師と患者の関係 | 医療（診療）契約、契約上の責任、医療従事者の義務、説明と患者の同意 | |
| 3 | 医療過誤（1）刑事責任と行政処分 | 刑事責任の構造（刑法）：業務上過失、チーム医療と信頼の原則、行政処分の根拠と構造 | |
| 4 | 医療過誤（2）民事責任 | 医療過誤と法的責任の類型 民事責任の構造と根拠（民法）、損害賠償の算定、医療従事者の注意義務 | |
| 5 | 患者の人権と保護 個人情報保護 身体拘束の禁止 | 個人情報保護法、医療従事者の守秘義務 身体拘束の禁止と違法性阻却 | |
| 6～8 | 看護職者と法的責任 | 〔看護学科〕 「保健師助産師看護師法」ほか 看護職者の業務に関する法的規制、医療過誤における責任、行政処分の実際、職務の拡大と法、労働者としての権利と義務 他（グループワークを含む） | 野本百合子 |
| | 臨床検査技師と法的責任 | 〔臨床検査学科〕 「臨床検査技師等に関する法律」 臨床検査技師業務に関する法的規制、医療過誤における責任、行政処分の実際 | 北尾孝司 |
| 成績評価方法 | | ①レポート70%（竹内先生） ②6～8回の参加度・成果30% | |
| 教科書 | | 野崎和義「コメディカルのための医事法学概論」（ミネルヴァ出版） | |
| 参考図書等 | | 金川琢雄「医療スタッフのための実践 医事法学」（金原出版） | |
| 備考 | | 第6・7・8回は、看護学科・臨床検査学科毎に分かれて実施する。 | |